

民 事 法

・解答上の注意

1. 問題文は2枚、解答用紙は3枚（「第1問」、「第2問の小問1及び2」、「第2問の小問3及び4」についてそれぞれ1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問いに解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：2です。
4. 解答用紙は、各問ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

第1問

以下の設問に答えなさい。解答に際しては、適宜根拠条文を指摘すること。また、必要があるなら「場合分け」をしてもよい。なお、(1)と(2)とは独立したものとして扱うこと。

- (1) Aの妻Bは、Aの委任状を偽造して「Aの代理人である」と称して、「夫の急病の為に今日は苦しい」と偽ってCに対して借金を申し込んだ。Cは、A夫婦を哀れに思って100万円を貸したが、Bは、この金を持って行方不明になってしまった。Aは、Cに対して、この100万円を返済する義務を負うか、検討しなさい。
- (2) AはC銀行に普通預金を有するところ、Aの妻Bが、Aの通帳と印鑑を勝手に持ち出して、C銀行に対して100万円の払戻しを請求した。銀行の担当者は、預金の名義が男性であることに気付いたにもかかわらず印鑑照合をした上で払い戻したが、Bは、この金を持って行方不明になってしまった。この払戻しは有効か、検討しなさい。
- (3) (1)における事実関係と(2)における事実関係とでは、Cを保護すべき必要性に関して、どのような点に違いがあるか、指摘しなさい。

第2問

以下の設例を読み、設問に答えなさい。なお、各小間は独立したものとして扱うこと。

昭和34年8月1日、Qは、Aから土地(以下「本件土地」とする。)を期間30年として賃借し(以下「本件賃貸借契約」とする。)、本件土地上に建物(以下「旧建物」とする。)を建築し所有していた。平成元年8月1日、本件賃貸借契約は期間20年として更新された。

平成5年8月1日、Bは、Qから旧建物を借地権付きで買受けた後、旧建物を取り壊して新たに建物(以下「本件建物」とする。)を建築し所有している。Bは、これらの事実を知ったAから立ち退きを請求され、AB間で話し合いが行われた結果として同年12月1日、賃借期間の満了時に本件土地を明け渡すことを条件に、Aから事後的な承諾を得た。

Aは、薬剤師で隣町において個人で薬局を営んでいたが、高齢になり持病も悪化してきたことから、生活費を得るために本件土地を利用して貸駐車場にすることを予定していた。

Bは、隣接地でスーパーマーケットを営んでおり、本件建物を倉庫、従業員控室のほか、ごみ集積場として利用している。

平成20年7月31日に本件賃貸借契約期間は満了したが、Bは、本件土地を明け渡さないことから、同年8月5日、Aは、Bを相手に建物収去土地明渡しを求めて訴訟(以下、「本件訴訟」という。)を提起し、Bの本件土地の継続使用につき異議を主張した。

小問1

上記の事実、次の事実が加わったとして、それぞれの場合にAの請求の可否について論じなさい。

- ① 「平成20年8月10日、Aが脳溢血で倒れ、一命はとりとめたものの半身不随となり、膨大な入院治療費が必要であるが、Aには他にこれといった資産はない。」
- ② 「平成8年8月1日以来、本件建物の一部をBから賃借しているCが、地の利を活かした事業を展開している。」
- ③ 「平成21年2月2日、一審判決ではAの請求棄却の判決が下された。Aが控訴し、平成22年11月19日、第2回口頭弁論期日において、立退料として200万円を支払うことを申し出た。」

小問2

Aの請求が認められたとして、AがQから敷金を受け取っていた場合、敷金をめぐる法律関係はどうか論じなさい。

小問3

本件訴訟の第一審における証拠調べの結果、裁判所は、Aが立退料として400万円を支払うのであれば、Aの請求を認めてもよいと判断した場合、どのような判決を出すことができるか。Aが口頭弁論期日において、200万円の立退料の支払いをする旨述べていた場合とで違いはあるか。

小問4

Bは、Aの土地の所有権については争わず、土地の使用権限の有無のみ争ったところ、平成20年9月16日に弁論が終結し、10月1日に、Aの請求を認容する判決が出された。この判決に対してBは控訴を行わなかったものの、10月24日に、Cに対して本件建物を譲渡した。その事実を知ったAは再度Cに対して建物収去土地明渡しを求める訴えを提起した。この訴訟でCが、①Aの所有権を争う主張をした場合、②9月1日にAとの間で新たに借地契約を締結したと主張した場合、裁判所はどのようにすべきか。